

1 議 事 日 程 (第1号)

(令和3年第2回久山町議会3月定例会)

令和3年3月3日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

北筑昇華苑組合議会

粕屋南部消防組合議会

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

日程第4 議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について (町長提出)

日程第5 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について (町長提出)

日程第6 議案第4号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (3久山町条例第1号) (町長提出)

日程第7 議案第5号 書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について (3久山町条例第2号) (町長提出)

日程第8 議案第6号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について (3久山町条例第3号) (町長提出)

日程第9 議案第7号 久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定について (3久山町条例第4号) (町長提出)

日程第10 議案第8号 久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について (3久山町条例第5号) (町長提出)

日程第11 議案第9号 久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について (3久山町条例第6号) (町長提出)

日程第12 議案第10号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (3久山町条例第7号) (町長提出)

日程第13 議案第11号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第8号) (町長提出)

- 日程第14 議案第 12号 久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第9号) (町長提出)
- 日程第15 議案第 13号 久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第10号) (町長提出)
- 日程第16 議案第 14号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第11号) (町長提出)
- 日程第17 議案第 15号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第12号) (町長提出)
- 日程第18 議案第 16号 久山町農業労働力調整協議会条例の廃止について
(3久山町条例第13号) (町長提出)
- 日程第19 議案第 17号 久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第14号) (町長提出)
- 日程第20 議案第 18号 久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第15号) (町長提出)
- 日程第21 議案第 19号 久山町社会教育委員条例の制定について
(3久山町条例第16号) (町長提出)
- 日程第22 議案第 20号 久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について (3久山町条例第17号) (町長提出)
- 日程第23 議案第 21号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例について (3久山町条例第18号) (町長提出)
- 日程第24 議案第 22号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第9号) (町長提出)
- 日程第25 議案第 23号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
(町長提出)
- 日程第26 議案第 24号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)
- 日程第27 議案第 25号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 日程第28 議案第 26号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 日程第29 議案第 27号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
(町長提出)
- 日程第30 議案第 28号 令和3年度久山町一般会計予算 (町長提出)
- 日程第31 議案第 29号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算 (町長提出)
- 日程第32 議案第 30号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算 (町長提出)
- 日程第33 議案第 31号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算 (町長提出)
- 日程第34 議案第 32号 令和3年度久山町水道事業会計予算 (町長提出)

日程第35 議案第 33号 令和3年度久山町公共下水道事業会計予算

(町長提出)

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番	佐伯勝宣	5番	松本世頭
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
町民生活課長	矢山良寛	教育課長	森裕子
産業振興課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
魅力づくり推進課長	川上克彦	福祉課長	稲永みき
財政課長	久芳浩二	都市整備課長	井上英貴
健康課長	大嶋昌広	上下水道課長	横山正利

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただ今から、令和3年第2回久山町議会3月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

表彰について、議会事務局長が説明いたします。

○議会事務局長（中原三千代君） ご説明いたします。久山町議会と有田議員が、福岡県町村議会議長会表彰を受けております。

初めに、久山町議会ですが、町議会の組織運営が他の範となる議会であるとして表彰されたものです。

議長から表彰の伝達を行いますので、代表して、副議長どうぞ前へお進みください。

○議長（阿部文俊君）

表 彰 状

糟屋郡久山町議会殿

貴議会は地方自治の本旨に則って議会運営の向上に努められ住民福祉を増進した功績は誠に顕著であります

よってここにこれを表彰します

令和3年2月18日

福岡県町村議会議長会長 井手元正人

〔拍 手〕

○議会事務局長（中原三千代君） 次に、有田行彦議員が福岡県町村議会議長会から自治功勞者特別表彰を受賞されました。

本表彰は福岡県町村議会議長会特別表彰であり、在職23年に達した議員に授与されるもので、23年以上の長きにわたり町政の発展に寄与された功績に対して贈られるものでございます。

議長から表彰の伝達を行いますので、有田議員どうぞ前へお進みください。

○議長（阿部文俊君）

表 彰 状

糟屋郡久山町議会議員 有田行彦殿

貴殿は長きにわたり議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績を残されました

よってこれを表彰します

令和3年2月18日

福岡県町村議会議長会長 井手元正人

〔拍 手〕

---

○議長（阿部文俊君） 表彰を受けられました有田議員からごあいさつをお願いいたします。

○3番（有田行彦君） マスクを外させていただきます。

一言ごあいさつ申し上げます。本日、私への表彰は、私を議会に送っていただきました、町民の皆さまのおかげと感謝を申し上げます。また、同僚議員の皆さまや町長はじめ、町の職員の皆さまのおかげで議員活動できることになりました。本当にありがたいと思っております。これからも議員の責務を果たすために頑張ってまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。お礼の言葉をもちまして、あいさつとさせていただきます。

終わります。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

お席へお戻りください。

次に、3月定例会開会に当たり、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長（西村 勝君） おはようございます。マスクを外させていただきます。

本日、ここに久山町議会3月定例会を招集したところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月に入り、これからいよいよ卒業・入学のシーズンが到来しますが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で、規模を縮小して開催いたします。コロナ禍で、さまざまなことが制約され、子供たちの気持ちを考えると、非常に寂しく悲しい気持ちになります。がしかし、このようなときだからこそ、教育委員会と連携を図り、晴れの式典となるよう、久山町として全力でお祝いしていきたいと考えております。

さて、一昨年末以降、全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、今の社会を大きく変えようとしていることは言うまでもありません。これまでの経済は、大量のものや人が行き交うことで成り立ち、大量の生産、消費、移動の時代であり、石油を中心に多くの資源が使われてきました。今まさに、世界はこうした従来の姿からの転換が求められ、コンパクトでスマートな時代へのシフトが始まったといえます。一連の変化は、安価な製品を大量に生産し、ひたすら規模の拡大を行ってきた、日本経済にとって、極め

て大きな衝撃をもたらし、これにより、地方自治体の経営も、大きな変化が必要となりました。バブル期の事例から見ても、大きな組織を変えていくのは、なかなか難しいものですが、小さな組織は環境に合わせ、俊敏に行動し、早い意思決定を行うことが可能です。つまり、今こそ小さな町のメリットを最大限に生かしていくことが大切な時期に来たと考えています。従って、今後さまざまな提案において、いち早く実行できるように、ともにスピード感を持って、議員一人一人の皆さまと手を取り合い、意識を共有することが、この町にとって重要なことだと考えております。どうかより一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年度の予算編成方針のご説明の前に、ご報告をさせていただきます。本日の新聞報道でご存じの方もおられると思いますが、JR福北ゆたか線の長者原駅と福岡市地下鉄空港線福岡空港駅の接続実現に向け、福北ゆたか線の沿線に関連する2市9町で構成する期成会を2月19日に結成いたしました。現段階での町の予算負担等はなく、広域的な発展の観点で、久山町も加入いたしております。今後、福岡県において、ルートや費用対効果を調べる調査が予算として計上される予定となっております。今後の進捗状況を見ながら、議会の皆さまにもご報告をさせていただきたいと考えております。

それではこれより令和3年度の予算編成方針についてご説明をさせていただきます。

まず、ウィズコロナ、アフターコロナに備えた行政サービスを展開していくためには、財政力の弾力性が必要です。また、各自治体においては、令和3年度に過去最高規模の当初予算という報道が相次いでおります。本町におきましても、新型コロナウイルス感染症が法人住民税をはじめ、税収に与える影響が見えない状況に加え、国の経済対策支援などの未確定な部分を考慮し、令和3年度は財政調整基金を取り崩した予算編成を行わざるを得ない状況となっております。従って、これから数年は、新型コロナウイルス感染症による経済構造の転換を考慮しながら、緊急事態に備えた一定金額の基金を毎年度確保した上で、有効的な事業の展開を図っていくため、基金の取り崩しは必要な要素となってきます。以上のことから、新型コロナウイルス感染症に関する対策を優先的に取り組む時期と見定め、令和3年度から開始を予定しておりました、山田小学校の大規模改修につきましても、苦渋の決断でございましたが、先送りとさせていただいております。ただし、当然子供たちの安全を確保するため、緊急性のあるものについては、今までどおりしっかりと対応していきたいと思っております。以上を踏まえ、令和3年度はウィズコロナ、アフターコロナに対応した、新たなまちづくりを目標に掲げ、目の前にある課題に対応しながら、未来への投資を展開していきます。それを実現するために、大きく三つの項目に分けて進めていきます。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症予防対策の実施。二つ目は、経済対策支援の実施。三つ目は、新たな投資サービスの実施です。その中の主な取り組みをご説明させていただきます。

まず一つ目の新型コロナウイルス感染症予防対策の実施についてですが、今後はその解決策として期待されている、ワクチン接種の対応が大切となります。本町ではいち早く、町内の開業医、九大久山町研究室の先生方にご協力いただき、スピーディーに準備体制を整え、既に2月15日に第1回目のワクチン接種推進会議を開催し、課題やスケジュールの共有を図っております。今後は町内の各診療所で行う個別接種と、個別接種を補完するために、ヘルスC&Cセンターで予定の集団接種を効率的に行い、できるだけ早期にワクチン接種の完了を目指して、1日でも早く町民の皆さまの日常を取り戻せるように、ワクチン接種に関わる人件費、事務費などを予算計上しております。また、ワクチン接種や健康、防災情報などを含め、LINEアプリの導入および地上デジタルデータ放送を活用したりリアルタイムな情報発信も行っています。そして、それらを活用するための講座も開催し、若年層から高齢者の方々まで、幅広い世代のニーズに対応した、情報サービスの強化を図っていきます。

続いて、二つ目の経済対策支援の実施です。アフターコロナを見据え、経済の活性化が必要不可欠になります。そのためには、効果的な商工振興策を実行していくため、令和2年度に引き続き、プレミアム付き商品券の発行を計画いたしております。令和3年度もプレミアム率を20%とし、発行枚数も7,000冊を維持します。そのため、665万円を予算計上し、商工支援と町内の経済循環を図ってまいります。

最後に、三つ目は新たな投資サービスの実施です。本町の住民の皆さまに安心して暮らしていただくためにも、きめ細やかな、伴走型支援として、一般不妊治療支援、環境整備、教育支援に取り組んでまいります。福岡県においては、不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業を実施していますが、医療保険適用外である一般不妊治療への支援はありません。そこで、新規の政策として、一般不妊治療に要した費用の一部を1夫婦5万円を上限に、町独自の助成を行います。少しでも、不妊治療に悩む方の支援になればと考えております。

環境整備については、子供たちが安心して遊べる地域にある身近な公園を、本年度、草場地区に遊具が充実した公園の設置を計画いたしております。また、一部の通学路において、防犯灯の設置も予算計上いたしております。

教育支援については、令和2年度GIGAスクール構想に基づき、文科省と地方創生交付金を活用し、町内の小・中学校において、通信ネットワークの整備を実施しました。こ

れにより、児童生徒、教員に990台のタブレットを購入し、1人1台の端末による授業を開始しました。その結果、ICTを活用した教育環境が充実することで、子供たちのそれぞれの状況に応じたより一層の教育が期待されます。このことにより、学校の休校に備えた自宅でのリモート授業も可能となり、子供たちの学習環境の確保が進んでいます。令和3年度は、さらなるデジタル化の推進と家庭におけるICTを活用した生きる力の教育展開についても、検証を行ってまいりたいと考えております。

また、グローバル人材育成事業を継続するとともに、新たに中学生リーダー育成プログラムへの参加についても予算計上いたしております。

以上が、来年度に取り組む三つの項目の概要についてお話をさせていただきました。今後も、社会経済、国の経済対策支援の内容を踏まえ、議会にお諮りしながら、スピーディーに、効果的な事業、サービスの追加を検討してまいりたいと思います。

加えて、令和3年度の予算執行に当たりましては、交付税や国県支出金などの動向を踏まえ、臨機応変に対応してまいりたいと思います。町有地の売り払いを推進するとともに、ふるさと応援寄附金のさらなる寄附額増加に向け、企業との効果的な提携を図り、歳入の増加に努めていきたいと考えております。

なお、令和3年度は、町の10年後の目指す姿である、第4次総合計画の策定年度を迎え、大切な1年となります。新型コロナウイルス感染症による価値感の変化や、さまざまな社会経済情勢を見通した、新たな方向性が必要となってきます。先ほどの予算編成方針を踏まえ、町民の皆さんにもご理解をいただき、共感をしていただける総合計画を目指してまいりたいと思います。また、ここでお知らせですが、昨年12月議会において予算を承認いただいた山田小学校6年生による総合的な学習の絵本「わたしたちのいつきのみや齋宮ものがたり」についても、3月16日に地域への絵本渡しを兼ねた最後の事業が行われます。絵本完成に至るまで、地域の方に話を聞いたり、絵の指導を受けたり、一つ一つの工夫を凝らして、自分たちの物語をつくり上げてくれました。この絵本が、これからの山田地域だけではなく、久山の子供たちの原点となり、新たな歴史の1ページとなっていくものと信じております。こうした子供たちの絵本を作りたいという素直な地域への思い、行動は、私たち大人へこの困難な時代に、大切なもののヒントを教えてくれたのではないのでしょうか。そして、令和3年は、久山町生活習慣病予防健診事業ならびに久山町研究の60周年の節目の年となります。町民の皆さまのセルフケアに対する意識を醸成し、本町がこれまで取り組んできた。国土、社会、人間の健康づくりの新たなステップの年にしていきたいと考えております。

それに先立ち、今回、3月8日から3月31日までの間、ヘルスC&Cセンターの健康

ライブラリーにおいて、久山の人々の日々をつむぐ。「ひ・ひ・ひ展」と題して、展示会を開催いたします。健診事業はもとより、住民の皆さまが手から手へつないできた60年のすばらしさを改めて感じるこの町でしかできない展示会になっております。ぜひ一人でも多くの皆さまにご覧いただければ幸いです。

最後になりますが、令和2年度を改めて振り返ってみると、コロナウイルス感染症の影響によって、町民の皆さまには、さまざまな場面において、苦しく、つらい1年でした。しかし、私たちは少しずつですがその壁に立ち向かい、対応を既に始めています。令和3年度は、きっとこれまでよりよい1年になっていきます。私自身もこの困難な時代を乗り越え、町民の皆さまが未来の久山に希望を抱ける新たな1年となるように邁進<sup>まいしん</sup>してまいる所存です。これからも、行政においては、町民の皆さまの一人一人の笑顔を思い浮かべ、一丸となって取り組んでまいります。何とぞ議会の皆さまにはご理解をいただき、今後ともより一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます、私の令和3年度の予算方針とさせていただきます。

なお、3月議会に提案しますのは、令和2年度各会計補正予算、令和3年度各会計予算など32件の議案です。詳細につきましては各担当課長がご説明をしますので、ご審議のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番佐伯勝宣議員および5番松本世頭議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から3月18日ま

での16日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会、および糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告は、お手元に配付のとおりです。

福岡県介護保険広域連合議会は、開催が今月下旬とのことですので6月定例会で報告を行います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） マスクを外させていただきます。

議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議についてご説明いたします。

本案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を、住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し、構成団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第3号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第3号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

本案は、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。このことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第4号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第4号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、久山町課設置条例（令和2年久山町条例第35号）が令和3年4月1日に施行されることに伴い、条例を整備する必要性が生じたため提案するものでございます。

本条例は、令和3年4月1日からの機構改革により、審議会等の庶務担当課の改正等でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第5号書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関

する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第5号書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、書面への押印の可否について見直したところ、条例を整備する必要性が生じたため提案するものでございます。

本条例は、ポストコロナ時代に向けた各申請書等への押印見直しに向けた条例整備でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第6号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第6号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、議案第6号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてお願いするものでございます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担を設け、立候補に係る環境の改善を図るに当たり必要な事項を条例で定めるため提案するものでございます。公費負担となるものにつきましては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用のポスターの作成に関する費用となります。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第7号久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第7号久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、職員の人材育成および修学への意欲に資するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する修学部分休業制度を設けることに伴い、必要な事項を条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

本条例は、大学等における修学を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度を設けるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第8号 久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第8号久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第8号久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、職員の多様な働き方のニーズに資するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する高齢者部分休業制度を設けることに伴い、必要な事項を条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

本条例は、高齢職員が加齢による身体的な事情への対応等、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合などにおいて、任命権者において公務の運営に支障がない場合に限り、勤務時間を定年まで勤務することを承認することができる休業制度を設けるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第9号 久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第9号久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第9号久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、職員の人材育成および自己啓発等のニーズに資するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する自己啓発休業制度を設けることに伴い、必要な事項を条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

本条例は、人材育成等のため、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度を設けるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第10号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第10号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第10号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行により、必要な事項を条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

本条例は、町長、副町長、教育長や職員もしくは町の委員会の委員等の町に対する損害を町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から政令で定める額以上で、当該条例で定める額を控除していた額について免れさ

せることに関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第11号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第11号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第7号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。改正内容は、実情に合わせた条例の一部改正でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第12号 久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第12号久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第12号久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町職員等の旅費に関する条例（昭和48年久山町条例第18号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。主たる改正内容は、職員等の旅行における日当の支給要件等の一部改正でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただけますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第13号 久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第13号久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第13号久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町久原財産区管理会の費用弁償の見直しにより、久山町久原財産区管理会条例（平成29年条例第12号）を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。主たる改正内容は、費用弁償の見直しおよび委員等が山林調査等の入山について手当を支給することができるとするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただけますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第14号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第14号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第14号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

本案は、議案第14号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の一部施行に伴い、久山町国民健康保険条例（昭和34年久山町条例第3号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。改正内容といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う字句の改

正でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第15号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第15号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第15号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部施行に伴い、久山町後期高齢者医療に関する条例（平成20年久山町条例第2号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。改正内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う字句の改正でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第16号 久山町農業労働力調整協議会条例の廃止について

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第16号久山町農業労働力調整協議会条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） ご説明いたします。議案第16号久山町農業労働力調整協議会条例の廃止について。

本案は、農業基本法（昭和36年法律第127号）の廃止により、条例の制定根拠がなくなったため、廃止条例の制定を行うものです。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第17号 久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第17号久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第17号久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、久山町青少年問題協議会条例（昭和41年条例第4号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。改正の内容は、条文中にあります条例を設置する根拠法令の名称が法令改正により、地方青少年問題協議会設置法から地方青少年問題協議会法に改正になっておりますことがわかりましたので改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第18号 久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第18号久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第18号久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、久山町立小中学校設置条例（平成7年久山町条例第6号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。改正の主な内容は、本文中にあります条例を設置する根

拠法令であります学校教育法が、法令改正により基づく規定の定条数にずれが生じておりましたことがわかりましたので、第40条となっている箇所を第45条に改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第19号 久山町社会教育委員条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第19号久山町社会教育委員条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第19号久山町社会教育委員条例の制定についてお願いするものでございます。

本案は、既にあります久山町社会教育委員に関する条例（平成7年久山町条例第5号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の全部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。主な改正の内容は、条例の名称を久山町社会教育委員に関する条例から久山町社会教育委員条例に改正し、条例の内容については、内容の改正というよりも、準則に沿うように表記を正すものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第20号 久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第20号久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第20号久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例についてお願いするものでございます。

本案は、久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例（昭和52年久山町条例第8号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。改正の主な内容は、第一条目的、第二条名称及び位置の表記を他の施設条例と同じような内容と表記に改正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第21号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第21号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第21号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例（平成19年久山町条例第7号）の精査検証を行った結果、法制上の整理および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。主な改正の内容は、別表中、センター使用料となっているところを、体育センター使用料に改めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第22号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第22号令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第22号令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額65億2,481万円から、歳入歳出それぞれ3億5,691万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億6,789万6,000円とするものでございます。

歳出の補正予算ですが、実績ベースで不用見込み額は全て減額補正としております。増額補正となる主たる内容は、草場地区再開発事業費の草場地区再開発事業特別会計繰出金として3,656万8,000円、一般管理費のふるさと納税返礼品代およびふるさと応援寄附管理委託料として766万3,000円、障害者福祉費の障害者自立支援給付費として650万円、諸支出金の福岡市東部伏谷埋立場関連整備基金費として279万4,000円、農業振興費の花き等生産安定緊急支援事業補助金として27万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

一方、歳入補正予算で増額する主たる内容は、地方交付税が1億5,270万8,000円、町債が3,930万円、寄附金が3,247万6,000円の増額補正となります。

反対に減額する主たる内容は、基金繰入金を2億2,530万円、財産収入を2億692万8,000円、国県支出金を4,218万3,000円、町税を3,140万円、地方消費税交付金を1,400万円減額補正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、議案審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第23号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（阿部文俊君） 日程第25、議案第23号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）をご説明いたします。

本案は、議案第23号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額10億5,185万1,000円から、歳入歳出それぞれ1億2,595万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億2,589万6,000円とするものでございます。

主な歳入補正といたしましては、国民健康保険税が848万6,000円の減額、県支出金が1億1,733万2,000円の減額、繰入金が29万4,000円の減額、歳入補正合計といたしまして1億2,595万5,000円の減額でございます。

歳出補正につきましては、総務費が109万8,000円の減額、保険給付費が1億2,350万円の減額、保健事業費が135万7,000円の減額で、歳出補正合計といたしまして1億2,595万5,000円の減額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第24号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第26、議案第24号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

本案は、議案第24号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額1億6,223万円から、歳入歳出それぞれ263万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,959万8,000円とするものでございます。

歳入補正といたしましては、後期高齢者医療保険料が44万1,000円の減額、一般会計からの繰入金が161万円の減額、国庫補助金が58万1,000円の減額で、歳入補正合計といたしましては263万2,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費が163万7,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金が99万5,000円の減額で、歳出補正合計といたしましては263万2,000円の減額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただ

でございますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第25号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議案第25号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第25号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額2億4,867万円から、歳入歳出それぞれ1,124万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,742万2,000円とするものでございます。

歳出の主たる補正内容は、再開発事業費を実績ベースで不用見込み額1,124万8,000円減額補正するものでございます。

一方、歳入の補正内容は、財産売払収入を7,390万9,000円減額補正するとともに、一般会計からの繰入金を3,656万8,000円、繰越金を2,608万3,000円、使用料及び手数料を1万円、それぞれ増額補正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第26号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第28、議案第26号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第26号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）をお願いするものでございます。

既決の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額2億9,526万6,000円に496万7,000円を増額し、収益的収入の予定額を3億23万3,000円とし、収益的支出の予定額2億1,508万3,000円に217万5,000円を増額し、収益的支出の予定額を2億1,725万8,000円とするものでございます。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額1億6,198万3,000円から430万円を減額し、資本的支出の予定額を1億5,768万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第27号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第29、議案第27号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第27号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。

既決の公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額4億1,638万5,000円に72万4,000円を増額し、収益的支出の予定額を4億1,710万9,000円とするものでございます。

また、公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額1億6,604万7,000円から310万円を減額し、資本的収入の予定額を1億6,294万7,000円とし、資本的支出の予定額3億7,079万3,000円から490万2,000円を減額し、資本的支出の予定額を3億6,589万1,000円とするものでございます。

次に、企業債につきまして、流域関連公共下水道事業債の限度額を整備促進により8,350万円に改め、合計9,520万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第28号 令和3年度久山町一般会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第30、議案第28号令和3年度久山町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第28号令和3年度久山町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町一般会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億2,700万円と定めるもので、前年度当初予算額と比較して、8,900万円の増額となり、率にして1.8%の増額予算でございます。

当初予算編成に当たりましては、コロナ禍の諸税の減収も懸念されますが、住民の生命、身体、財産に影響する事業を中心に、第三次久山町総合計画における実施計画の重点プロジェクトならびに本町のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略アクションプランを、その優先度、重要度を踏まえ、予算を効果的に配分し、主要施策を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策および同予防接種事業を着実に実施する方針でございます。初めに、歳出予算の主たる事業と予算でございますが、コミュニティー対策費や交通アクセス対策費、各種イベント事業費を含む総務管理費として8億5,481万8,000円、重度障害者医療費支給事業費や障害者自立支援給付費、介護保険事業費等を含む社会福祉費として8億3,394万4,000円、児童手当や子ども医療費支給事業費、児童福祉施設運営費および子育て支援事業などを含む児童福祉費として5億834万6,000円、生活習慣病対策費、予防接種事業費、ヘルスC&Cセンター管理運営事業費および新型コロナウイルスワクチン接種事業費等を含む保健衛生費として2億8,624万6,000円、農業振興費および農地施設整備費等を含む農地費として1億1,583万8,000円、道路維持費、橋梁維持費、道路新設改良費および交通安全対策事業費を含む道路橋梁費として1億2,939万8,000円、公園管理費および公共下水道費を含む都市計画費として3億1,480万2,000円、教育振興一般経費およびグローバル人材育成事業費などを含む教育総務費として2億8,307万1,000円、学校を核とした地域づくり事業、青少年育成事業費、首羅山遺跡事業費および文化交流センター管理運営事業費などを含む社会教育費として1億8,732万3,000円を計上いたしております。

次に、財源となります歳入でございますが、一般会計の歳入の根幹となる町税は20億6,569万6,000円で、歳入総額の約41.1%を占めており、ほかに地方交付税4億3,000万

円、国県支出金7億5,956万4,000円、地方消費税交付金2億2,000万円、財産収入1億8,264万4,000円、財政調整基金等繰入金3億7,003万8,000円、町債2億5,170万円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会で各担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第29号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第31、議案第29号令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第29号令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算のご説明をいたします。

本案は、議案第29号令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,975万4,000円で、前年度当初予算額と比べまして4,355万円の減額となり、率といたしましては4.21%の減額予算でございます。

歳入の主なものは、第1款国民健康保険税といたしまして1億6,147万7,000円、県支出金といたしまして7億3,508万8,000円、繰入金といたしまして9,317万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費といたしまして3,198万8,000円、保険給付費といたしまして7億1,481万1,000円、国民健康保険事業費納付金といたしまして2億3,243万6,000円、保健事業費といたしまして800万5,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第30号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第32、議案第30号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第30号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算のご説明をいたします。

本案は、議案第30号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,881万6,000円で、前年度当初予算額と比べまして294万2,000円の増額となり、率といたしましては約1.89%の増額予算でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料といたしまして1億1,847万5,000円、一般会計からの繰入金といたしまして4,013万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費といたしまして843万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億4,968万1,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第31号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第33、議案第31号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第31号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,899万8,000円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較して1億4,967万2,000円の減額となり、率にして約60.2%の減額予算でございます。

歳出の主たる内容は、事業推進業務委託料1,998万9,000円、造成附帯工事費1,439万6,000円を計上いたしております。

財源となります歳入は、造成宅地売払収入として9,899万5,000円でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第32号 令和3年度久山町水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第34、議案第32号令和3年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第32号令和3年度久山町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。令和3年度の水道事業は、給水戸数3,792戸、年間総給水量104万596<sup>m</sup>3、1日平均給水量2,850<sup>m</sup>3を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、水道事業収益2億6,950万5,000円、水道事業費用2億3,344万6,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、資本的収入として5,415万6,000円、資本的支出として1億8,160万7,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,745万1,000円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額678万7,000円、当年度分損益勘定留保資金9,395万円および建設改良積立金2,671万4,000円で補填<sup>ほてん</sup>することとしております。

一時借入金の限度額は1億円、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費として職員給与費3,181万4,000円、棚卸資産の購入限度額として1,000万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第33号 令和3年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第35、議案第33号令和3年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第33号令和3年度久山町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町公共下水道事業会計予算をお願いするものでございます。令和3年度の公共下水道事業は、排水戸数3,560戸、年間総配水量88万9,974m³、1日平均配水量2,438m³、主な建設改良費管渠等築造工事1億2,460万円を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、下水道事業収益4億3,799万4,000円、下水道事業費用3億9,887万6,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、下水道事業資本的収入1億7,814万5,000円、下水道事業資本的支出3億7,236万2,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,421万7,000円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,338万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4,041万6,000円および当年度分損益勘定留保資金1億4,041万3,000円^{ほてん}で補填することとしております。

企業債につきましては、流域下水道事業債900万円、流域関連公共下水道事業債9,090万円、合計9,990万円を限度額としております。

一時借入金の限度額は4億円、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費として、職員給与費3,228万7,000円、一般会計からの補助金は1億8,000万円、棚卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時47分